

私道の掘削、通行等に関する覚書

令和 年 月 日

一般財団法人 習志野市開発公社（以下「甲」という）と _____（以下「乙」）
といふは、後記の私道（以下「本件私道」という）に関して次のとおり覚書を締結した。

その証として本覚書2通を作成し、甲・乙著名捺印（記名押印）のうえ各1通を保有するものとする。

（甲） 住所 習志野市秋津3丁目7番1号

氏名 一般財団法人 習志野市開発公社

印

第1条 甲は甲所有の本件私道につき、乙が以下の使用を行うことを承諾するものとする。

- (1) 本物件におけるガス管・上下水道管の埋設及び引き込み工事ならびに付随工事。
- (2) 本物件における無償通行（含む車）。

（乙） 住所 _____

氏名 _____

印

第2条 乙は前条各項の本件私道の使用に際し、以下の事を尊守することを甲に確約する。

- (1) 通行等に際して、本件私道に損壊を生じさせないよう注意を払う事。本件私道に損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担にて現状回復工事を行う事とする。
- (2) 本物件の掘削工事等を行う場合は、乙は工事を行う前に工事の内容を書面により、着手前に申請し甲の了承を得るものとする。
- (3) 掘削工事等は乙の責任と負担において実施するとともに、工事関係者には、関係法令、行政指導を尊守させ適切に行わせる事。工事に際して本件私道に損壊を生じさせた場合、乙はその責任と負担にて現状回復工事を行う事とする。

（乙） 住所 _____

氏名 _____

印

第3条 甲は、本件私道について、乙から譲渡される第三者に対しても本書第1条(1)及び(2)を承諾するものとする。

【本件私道の表示】

第4条 乙は、本件私道について、乙から譲渡される第三者に対しても本書第2条(1)～(3)を引き継がせるものとする。

習志野市実穂6丁目 番

【地目】 公衆用道路

第5条 甲は本件私道を第三者に譲渡・貸与する場合も、本書の内容を当該第三者に引き継がせるものとする。

【乙所有地の表示】

以上

習志野市実穂6丁目 番

【地目】 宅地